

第 202 回：年末調整

令和 3 年も残りわずかとなりました。年末ということもあり、お忙しい方も多いかと思いますが、同時に「年末調整」の時期でもあります。

年末調整は、1 月から 12 月まで毎月の給与から天引きしてきた所得税（源泉所得税）の合計金額と本来支払うべき年間の所得税の金額を比較し、その差額をまとめて精算する業務のことをいいます。所得税は、12 月に所得が確定するまで正確な金額がわからないため、年末調整の計算完了後に還付または徴収を行います。

今回は年末調整が必要な理由、基礎知識について説明致します。

1. 年末調整はなぜ必要？

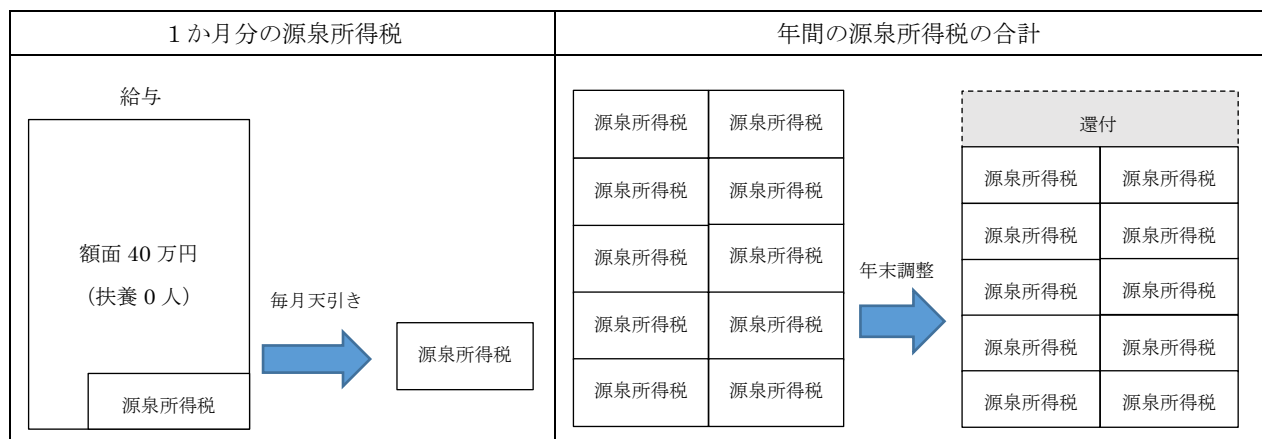
給与支給者（会社、個人事業主）は、従業員に給与を支払う際に「源泉徴収税額表」に基づいて所得にかかる所得税を給与から天引きして預かり、納税者本人に代わって納付することになっています（源泉徴収制度）。源泉徴収した所得税は、年間を通じて給与の額に変動がないものとして天引きしています。

しかし、源泉徴収をした所得税額はあくまでも概算の金額となるため、本来納めなければならない年税額と月々の所得税額に過不足が生じます。源泉徴収をした税額の合計額と従業員が本来納めるべき税額はほとんど一致しないため、差額を精算する必要があります。

様々なケースがあるので一概には言えませんが、主に下記(1)～(3)の影響により、結果的に所得税額が低くなり還付されるケースが多いです。

- (1) 毎月の給与の額に変動がある
- (2) 年の途中で扶養の数に変動する
- (3) 月々の源泉徴収では考慮していない配偶者特別控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除等は年末調整で計算するため

◆ 例：月収 40 万円、配偶者あり（12 月末に結婚）



※扶養 0 人で毎月天引きしていたが、12 月末に扶養人数の変更があったため、年末調整で再計算し還付が生じる

2. 年末調整の注意点

原則、年末に在籍している従業員について行う年末調整ですが、以下に該当する方は3月15日迄に確定申告をする必要があります。

- ① 本年中の給与が2,000万円を超える方
- ② 2か所以上から給与の支払いを受けている方

また、以下の所得税額の控除については年末調整では対応できないため、確定申告をすることで所得税の額の還付を受けることが可能です。

- ① 雑損控除：災害、盗難により住宅や家財に損失を受けた場合
- ② 医療費控除：支払った医療費が10万円未満か本年中の所得金額の5%相当額かのいずれか低い金額を超える場合
- ③ 住宅借入金等特別控除：本年中に一定の要件を満たす物件を購入し、住宅ローンを組まれた場合（初年度に確定申告をすれば、2年目からは年末調整で対応可能）
- ④ 寄付金控除：特定の団体に寄付をした場合

年末のお忙しい中、面倒な手続きと思われる方も多いかと思いますが、年末調整で正しい所得税を計算することで所得税が低くなり、還付される事例も多々あります。また、それに伴い住民税も低くなります。

そのためにも保険料の控除証明書等、手続きに必要な書類は無くさないよう大切に保管して頂き、手続きに間に合うようにご用意頂けますようお願い致します。

年末調整におけるご質問や詳しい内容については、当事務所までお気軽にご連絡ください。